

大和市告示第132号

大和市小規模受水槽水道検査機関の指定に関する事務取扱要綱(平成25年大和市告示第37号)
第6条第2項の規定により、次のとおり指定検査機関の変更があった。

平成25年6月28日

大和市長 大 木 哲

氏名又は名称		住所又は主たる事業所の所在地	検査の業務の 開始年月日
変更前	変更後		
財団法人北里環境 科学センター	一般財団法人北里 環境科学センター	相模原市南区北里一丁目15番 1号	平成25年4月1日
財団法人東京顕微 鏡院	一般財団法人東京 顕微鏡院	東京都千代田区九段南四丁目8 番32号	平成25年4月1日